脱　　会　　届

令和　年　月　日

ひょうご木の匠の会

会長　日 置 尚 文 様

住　 所

　　　　　　　　　　　　　 法 人 名

　　　　　　　　　　　　　 代表者名

このたび、諸般の事情により、ひょうご木の匠の会を脱会させて

いただきたいので、規約第９条に基づきお届けいたします。